

議案第 8 号

川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例の一部を改正する条例の 制定について

川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例の一部を改正する条例を次
とおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例の一部を改正する条例
川崎市工場立地に関する地域準則を定める条例（平成 12 年川崎市条例第 4
8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市工場立地に関する市準則を定める条例

第 1 条中「第 4 条の 2 第 1 項」を「第 4 条の 2 第 2 項」に改める。

第 3 条中「第 4 条の 2 第 1 項」を「第 4 条の 2 第 2 項」に、「割合は」を「割
合は、」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

工場立地法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定する
ものである。